

2023年度 定時総会議案

日時 2023年6月1日（木） 午後3時

場所 都市センターホテル コスモスホール

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2022年度事業報告の件
- 第2号 2023年度事業計画書、2023年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2022年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録承認の件
- 第2号 森下章仁氏の理事の選任の件
- 第3号 定款変更承認の件

2022年度事業報告の件

定款第40条第2項の規定により、2022年度の事業報告を行う。

2022年度事業報告

1. 総会

(1) 2022年度定時総会

日 時 2022年6月1日(水) 午後1時30分
場 所 都市センターホテル コスモスホール

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2021年度事業報告の件
- 第2号 2022年度事業計画書、2022年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2021年度貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件
- 第2号 浅海路史氏の理事の選任の件
- 第3号 安達正俊氏の理事の選任の件
- 第4号 遠藤武昭氏の理事の選任の件
- 第5号 風間弥主史氏の理事の選任の件
- 第6号 齊藤弘行氏の理事の選任の件
- 第7号 富樫典弘氏の理事の選任の件
- 第8号 徳永祥三氏の理事の選任の件
- 第9号 早川敦氏の理事の選任の件
- 第10号 原田俊丈氏の理事の選任の件
- 第11号 藤井康行氏の理事の選任の件
- 第12号 古山雅晴氏の理事の選任の件
- 第13号 堀田晃裕氏の理事の選任の件
- 第14号 村山令二氏の理事の選任の件
- 第15号 石沢秀信氏の監事の選任の件
- 第16号 長澤直英氏の監事の選任の件
- 第17号 本田一氏の監事の選任の件
- 第18号 定款変更承認の件
- 第19号 行動規範変更承認の件

原案どおり承認された。

(2) 2022 年度臨時総会

日 時 2022 年 9 月 21 日 (水) 午後 2 時 30 分
場 所 公益社団法人日本年金数理人会 事務所 会議室

会議の目的事項

決議事項

第 1 号 山本進氏の理事の選任の件

原案どおり承認された。

(3) 2022 年度臨時総会

日 時 2023 年 3 月 15 日 (水) 午後 2 時 30 分
場 所 公益社団法人日本年金数理人会 事務所 会議室

会議の目的事項

決議事項

第 1 号 会費規則変更承認の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 将来のあり方に関する検討

- 年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が取り組むべき課題の整理と今後の進め方の検討
 - ・ 年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が当面あるいは中長期的に取り組むべき課題の整理

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- 国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言
 - ・ 取り組み課題検討、論点整理（2022年11月～2023年3月）

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続

- ・ 講師の推薦、交代の場合の人選等の支援

- 新規大学への講義提供やより啓発的な講義の検討

- ・ 新規講義先の検討、職業紹介等を目的とした特別講演等の検討

イ 啓発活動

- 企業年金連合会等の事業への協力

- ・ 企業年金連合会との意見交換会（2023年2月）

- 企業年金の啓発活動

- ・ 企業年金連絡協議会「きねんきょう」誌（2022年5月号）への寄稿

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- 企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進

【年金財政関連】

- ・ 法令等改正に対する確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンス改定の検討（2022年4月～10月）
- ・ 確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンスの改定（2022年10月）
- ・ 確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンスの改定（2022年10月）
- ・ 実務研修会での確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンスの改定内容の周知等（2023年2月）

【退職給付会計関連】

- ・実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイダンスの内容の周知等（2023年2月）
- 国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

（5）専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- 職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施
- ・正会員を対象とする職業専門性に関する継続研修 eラーニングの作成（2022年6月～9月）
 - ・正会員を対象とする職業専門性に関する継続研修の実施（2023年2月）
 - ・新規正会員を主たる対象とする職業専門性研修会の実施（2023年3月）
 - ・行動規範・懲戒規則の内容確認（2022年10月～2023年3月）
- ISAP（International Standard of Actuarial Practice）への対応
- ・IAAにおけるISAPsの見直し状況の把握

（6）調査研究の充実

- 企業年金および関連分野に関する調査研究の推進
- ・調査研究を推進
 - ・英国の Collective Defined Contribution（集团的DC）に関する公開コンサルテーションと政府の回答 ～ 法令施行について：会員サイトに掲載（2022年12月）
 - ・Rの応用について
 - ・年金数理人の責任などについて
- 企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介
- ・政府・各種法人 リファレンスリスト：順次更新
 - ・書籍・論文 紹介：順次掲載

（7）専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

- 継続的能力開発制度の運営
- ・2021年度継続的能力開発制度の履修目標達成者の確認・公表およびモニタリングの実施（2022年4月～10月）
 - ・2022年度集合研修等参加状況票の会員への発行（2023年3月）
- 研修、eラーニング等による能力開発機会の充実
- ・eラーニング作成（2021年度実務研修会のうち18講座）（2022年6月）

【実務研修会】(2023年2月)

20 講座

2月2日

・開講式

「理事長あいさつ」

原田 俊丈 理事長

「委員会からの報告」

試験・教育制度改正特別委員会、国際委員会、財政運営実務基準委員会

・「企業年金・個人年金の現状と課題」 植田 博信 氏

・「IFRSの動向 - 日本基準との差異を交えて」 石原 宏司 氏

・「After コロナを見据えた年金運用戦略と顧客サポートのDX化」

田中 祐一 氏

・「説明力向上」 石川 歩 氏

・「財政運営実務基準」 白土 和志 氏 / 臼田 健人 氏

・「欧州主要国の年金政策と職域年金の動向(英国)」 楠田 裕子 氏

・「年金数理人が知っておきたい資産運用の基礎」 岡本 卓万 氏

・「介護保険について」 伊藤 匡人 氏

・「退職給付会計のこれまでを振り返る」 藤井 康行 氏

2月3日

・「公的年金財政」 高田 崇司 氏

・「当面の運用環境を考える」 徳島 勝幸 氏

・「2022年度年金数理自主研究会の中間報告」

2022年度年金数理自主研究会メンバー

・「米国の年金制度」 日下部 健児 氏

・「グローバル市場と内外金利の動向」 荻原 健 氏

・「年金増額(WPP)か早期リタイア(FIRE)か ライフシフト時代のリタイア
メントプランニング新潮流」

山崎 俊輔 氏

・「企業年金に関する最近の法的論点」 森戸 英幸 氏

・「私的年金税制とのWPP理論」 谷内 陽一 氏

・「フリーランスの労働法政策」 濱口 桂一郎 氏

・「退職給付会計実務基準」 柴田 伸一 氏

【特別講演会】(2022年6月)

演題「財政と社会保障」

株式会社第一生命経済研究所 特別顧問 可部 哲生 氏

【第84回研修会】(2022年10月)

演題「社会保障の在り方・課題等」

慶応義塾大学商学部教授 権丈 善一 氏

【第85回研修会】(共催:公益社団法人日本アクチュアリー会)(2022年12月)

演題「金融リテラシー教育の現状と今後目指すべき方向性」

F P アソシエイツ&コンサルティング株式会社 代表取締役 神戸 孝 氏

【第 86 回研修会】(2023 年 1 月)

演題「人口動態を巡る動向 死亡動向を中心として」

慶応義塾大学経済学部教授 石井 太 氏

○年金数理自主研究会の実施

- ・ 2021 年度年金数理自主研究会

- ・ 研究レポートを会員サイト・研究発表に掲載 (2022 年 10 月)

【テーマ】

「動的基礎率を用いた財政運営 (継続基準) に関する考察」

「確定給付企業年金の財政検証の在り方について」

- ・ 2022 年度年金数理自主研究会

- ・ メンバー募集 (2022 年 4 月)

- ・ オリエンテーション (2 班を組成) (2022 年 7 月)

- ・ 中間報告会① (2023 年 1 月)

- ・ 中間報告会② (実務研修会にて) (2023 年 2 月)

○国際的なセミナー等への派遣

- ・ IAC2022 (バーチャル) へ参加 (2022 年 4 月)

(8) 日本年金数理人会試験の実施

○年金数理人の知識要件判定としての日本年金数理人会試験の着実な実施

- ・ 2022 年度日本年金数理人会試験の実施、合否通知、公表 (2022 年 10 月～11 月)

(9) 広報活動の充実・推進

○会報等の刊行物の発行

- ・ 会報「年金数理人」の発行 No. 57 (2022 年 9 月)

- ・ No. 58 (2023 年 3 月)

○ウェブサイトの充実

- ・ 各委員会からの情報をウェブサイトへ提示

- ・ 年金数理人のご紹介パンフレット改訂 (2022 年 6 月)

- ・ 一般サイトの常時 SSL 化対応 (2023 年 1 月)

- ・ 年金数理人のご紹介パンフレット改訂および一般サイト改訂 (2023 年 2 月)

○ICT 活用の推進

- ・ 会員 (個人用) サイトの開設 (2022 年 4 月)

- ・ 会員 (個人用) サイトの追加開発の検討

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

○IAA の活動への積極的な参画

- ・ IAA カウンシル・委員会等ミーティング (ベルギー・ブリュッセル) へバーチャル参加 (2022 年 5 月)
- ・ IAA カウンシル・委員会等ミーティング (カナダ・モントリオール) へバーチャル参加 (2022 年 10 月)
- ・ その他のタイミングで開催される委員会ミーティング (バーチャル開催) へ参加

○関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等

- ・ リスク分担型企業年金の再判定における課題の洗い出しと関係団体 (ASBJ/JICPA) との協議検討

○厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

- ・ 厚生労働省との意見交換会 (2023 年 1 月)
- ・ 企業年金連絡協議会との情報交換の実施 (2022 年 5 月～6 月) および今後の進め方の検討・協議

(11) IAA 教育シラバス改定への対応

○IAA のシラバス改定 (2017) を踏まえた日本年金数理人会試験等の対応の実施

- ・ 日本年金数理人会試験等の改定の検討

○関係諸団体との協議

- ・ 新シラバス適用を見据えた関係諸団体との協議

○IAA シラバスに関する新たな議論を注視

- ・ IAA シラバスに関して IAA の動向を注視

(12) その他

- ・ 会費の請求・未納者への対応
- ・ 会員名簿の管理
- ・ 会計・税務・予算
- ・ 理事会議事録の作成
- ・ 改正個人情報保護法への対応 (2022 年 4 月)
- ・ 会員管理システムのサーバー更新 (2022 年 8 月)
- ・ 「会員のしおり」の会員サイト掲載 (2022 年 10 月)
- ・ インボイス制度への対応 (2022 年 10 月～2023 年 3 月)
- ・ 内閣府による立入検査対応 (2023 年 1 月)
- ・ IAA 年次対応 (2022 年 12 月～2023 年 3 月)
- ・ 定時総会の開催 (2022 年 6 月)
- ・ 別途の補欠選挙 (2022 年 7 月)
- ・ 臨時総会の開催 (2022 年 9 月、2023 年 3 月)
- ・ 評議員会の開催 (2023 年 1 月)

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会 (12回)

- ① 2021年度の事業報告及び附属明細書・決算等について審議
- ② 2022年度定時総会の開催及び付議事項について審議
- ③ 委員の交代について審議
- ④ 理事長、会長、副理事長、業務執行理事の選定について審議
- ⑤ 委員会の委員長、担当理事及び委員の選任、判定会議の出席者の指名について審議
- ⑥ 事務局長及び副事務局長の委嘱について審議
- ⑦ 特別委員会の継続設置について審議
- ⑧ 個人情報取扱規程等、委員会規則、入会申込書、海外出張旅費に関する内規、継続的能力開発制度規則の改定について審議
- ⑨ 定款附則第4条における旧能力判定試験の科目の指定について審議
- ⑩ 「別途の補欠選挙」の実施及び結果の会員宛通知について審議
- ⑪ 名誉会員の決定、特定会員の申請及び会員の入会について審議
- ⑫ 「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ⑬ 「確定拠出年金に関する数理実務基準」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ⑭ 2022年度 年金数理自主研究会 メンバーとアドバイザー、2023年度 年金数理自主研究会 メンバー募集について審議
- ⑮ 「会員のしおり」の作成について審議
- ⑯ IAA会議への参加・電子投票等、国際アクチュアリー会に係る活動について審議
- ⑰ 評議員、顧問の推薦及び評議員会の開催等について審議
- ⑱ 会費軽減及び賛助会員に係る会費について審議
- ⑲ 2022年度特別講演会の会員外招待について審議
- ⑳ 一般研修会、実務研修会の開催について審議
- ㉑ 実務研修会の参加費について審議
- ㉒ 公益社団法人日本アクチュアリー会との情報交換会の開催について審議
- ㉓ 2023年度事業計画について審議
- ㉔ 事務局サーバーの更新対応および旧事務局サーバーの廃棄対応について審議
- ㉕ インボイス制度への対応について審議
- ㉖ 会費規則改定のための2022年度臨時総会の開催について審議
- ㉗ 当会一般サイトに掲載する「正会員となるための要件の変更について」の内容について審議
- ㉘ 日本通運との契約について審議
- ㉙ ICA2023の対応について審議

(2) 常任委員会

○企画調整委員会

- ① 企業年金連絡協議会との情報交換の進め方の検討・協議（2022年10月～2023年3月）
- ② 2023年度事業計画の作成（2022年10月～2023年2月）
- ③ 行動規範・懲戒規則の内容確認（2022年10月～2023年3月）
- ④ 職業専門性研修会第2部の講師（2023年3月）

○総務委員会

- ① 2022年度定時総会資料の作成
- ② 2022年度定時総会の開催（2022年6月）
- ③ 2022年度臨時総会の開催（2022年9月、2023年3月）
- ④ 2023年度事業計画書・予算案の作成（2022年11月～2023年3月）
- ⑤ 2022年度評議員会の開催（2023年1月）

○教育・研修委員会

- ① 実務研修会の実施（2023年2月）
- ② 一般研修会の実施（2022年10月、12月、2023年1月）
- ③ 職業専門性に関する継続研修（2023年2月）
- ④ 職業専門性研修会の実施（2023年3月）
- ⑤ 職業専門性に関する継続研修 e ラーニングの作成（2022年8月～9月）
- ⑥ CPD制度の運営
- ⑦ e ラーニングコンテンツ作成（2022年6月）

○広報委員会

- ① 会報「年金数理人」の発行 No. 57（2022年9月）
- ② 会報「年金数理人」の発行 No. 58（2023年3月）
- ③ ウェブサイトのコンテンツを更新

○国際委員会

- ① IAA 各委員会の活動に参画・協力
- ② IAA カウンシルでの審議に参画・投票・電子投票
- ③ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（ベルギー・ブリュッセル）へバーチャル参加（2022年5月）
- ④ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（カナダ・モントリオール）へバーチャル参加（2022年10月）
- ⑤ その他のタイミングで開催される委員会ミーティング（バーチャル開催）へ参加
- ⑥ IAC2022（バーチャル）へ参加（2022年4月）
- ⑦ IAA 年次対応（2022年12月～2023年3月）
 - ・2023年会費
 - ・2022年確認書

○事務管理委員会

- ① 会費の請求・未納者への対応
- ② 会員名簿の管理

- ③ 会計・税務・決算に関する事項の運営・管理
- ④ 理事会議事録の作成
- ⑤ 蔵書の管理
- ⑥ 改正個人情報保護法への対応（2022年4月）
- ⑦ 会員管理システムのサーバー更新、旧機器廃棄（2022年4月～11月）
- ⑧ 「会員のしおり」の作成、会員サイト掲載（2022年7月～10月）
- ⑨ インボイス制度への対応（2022年10月～2023年3月）
- ⑩ 内閣府による立入検査対応（2023年1月）
- ⑪ その他、事務局の運営・管理

○調査研究委員会

- ① 調査研究
 - ・英国のCollective Defined Contribution（集団的DC）に関する公開コンサルテーションと政府の回答 ～ 法令施行について：会員サイトに掲載（2022年12月）
 - ・Rの応用について
 - ・年金数理人の責任などについて
- ② 内外の文献等の紹介：会員サイト・ライブラリー
 - ・政府・各種法人 リファレンスリスト：順次更新
 - ・書籍・論文 紹介：順次掲載
- ③ 2021年度 年金数理自主研究会
 - ・研究レポートを会員サイトに掲載（2022年10月）
 - 【研究テーマ】
 - 「動的基礎率を用いた財政運営（継続基準）に関する考察」
 - 「確定給付企業年金の財政検証の在り方について」
- ④ 2022年度 年金数理自主研究会
 - ・メンバー募集（2022年4月）
 - ・オリエンテーション（2班を組成）（2022年7月）
 - ・中間報告会①（2023年1月）
 - ・中間報告会②（実務研修会にて）（2023年2月）

○財政運営実務基準委員会

- ① 法令等改正に対する確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイダンス改定の検討（2022年4月～10月）
- ② 確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイダンスの改定（2022年10月）
- ③ 確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイダンスの改定（2022年10月）
- ④ 実務研修会での確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイダンスの改定内容の周知等（2023年2月）

○紀律委員会

- ① 行動規範・懲戒規則の内容確認（2023年1月）

○試験委員会

- ① 2022年度日本年金数理人会試験の準備、実施（2022年4月～10月）
- ② 2022年度試験の採点及び合格者の決定（2022年10月～11月）
- ③ 2023年度試験に向けた検討（2022年12月～2023年3月）

○退職給付会計基準委員会

- ① ASBJの動向把握
- ② IASBの動向把握
- ③ IAAの動向把握
- ④ リスク分担型企業年金の企業会計上の再判定における課題の洗い出しと関係団体（ASBJ/JICPA）との協議検討
- ⑤ 実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイダンスの内容の周知等（2023年2月）

○大学教育推進委員会

- ① 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
 - ・年金数理教育に関する支援（講師推薦、交代の場合の人選等の支援）
 - ・新規講義先の検討、職業紹介等を目的とした特別講義等の検討

(3) 特別委員会

○情報通信技術（ICT）活用検討特別委員会

- ① 会員（個人用）サイトの開設（2022年4月）
- ② 会員（個人用）サイトの追加開発の検討

○企業年金関連提言特別委員会

- ① 取り組み課題検討、論点整理

○試験・教育制度改正特別委員会

- ① IAA のシラバス改定（2017）を踏まえた日本年金数理人会試験等の対応の実施
- ② 関係諸団体との協議
- ③ IAA シラバスに関する新たな議論を注視

4. 評議員会

開催日時：2023年1月30日 午前11時

場 所：ANA インターコンチネンタルホテル東京

議 題：2023年度事業計画（案）に関する件

5. 会員の状況

(1) 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の異動

- 入会
 - 正会員 4名
 - 準会員 19名
- 資格変更
 - 準会員→正会員 12名
 - 正会員→名誉会員 3名
 - 正会員→特定会員 2名
 - 準会員→特定会員 0名
- 退会
 - 正会員 8名
 - 準会員 3名
 - 名誉会員 3名
 - 特定会員 1名

(2) 2023年3月31日現在の会員数

所属法人	正会員	準会員	名誉会員	特定会員	合計
信託銀行	199名	8名	2名	-名	209名
生命保険会社	144	29	1	-	174
政令指定法人	46	4	-	-	50
その他の法人	110	12	5	2	129
個人	25	3	13	30	71
合計	524	56	21	32	633

賛助会員	1団体
------	-----

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は無い。

報告事項
第2号

2023年度事業計画書、2023年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

定款第39条第2項の規定により、2023年度事業計画書、2023年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について報告を行う。

2023年度事業計画

1. 基本方針

世界的な低金利の中で2012年末以来緩やかに回復してきた日本の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で一旦落ち込んだ後、緩やかな回復を続けてきたものの、ウクライナ情勢の長期化、資源価格の高騰など、新たな下振れリスクに直面している。さらに、世界的には、物価上昇を背景とした、金利上昇が続く可能性があり、景気の動向は不透明な状況である。

公的年金制度に関しては、全世代型社会保障構築会議や、2019年財政検証結果を踏まえた社会保障審議会年金部会での議論を経て、働き方の多様化や就労期の長期化といった社会・経済の変化の中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2020年6月に法改正が行われ、受給開始時期の選択肢の拡大が2022年4月に施行され、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が2022年10月に施行された後、2024年10月にも施行される予定となっている。今後は、次期法改正に向けて、さらなる被用者保険の適用拡大、保険料拠出期間の延長などが検討される見込みである。

企業年金制度等に関しては、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図ることを目的とするものであり、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における企業年金制度等の見直しの議論の中で提言を行うなど、当会は積極的に議論に参加している。確定拠出年金制度では拠出限度額において他制度掛金相当額等を反映する改正が2024年12月に施行されることとなり、年金数理人は、他制度掛金相当額の確認を通じて、その運営に関与することが予定されている。また、高年齢者雇用安定法の改正、非正規雇用の退職金支給に関する最高裁判決、ならびに人的資本経営に向けた人材戦略の見直しや定年延長・雇用延長の実施に伴う人事制度全般の見直しを契機とした退職給付制度見直しの動き等、制度設計や財政運営面からの年金数理人の関与の重要性が増している。

退職給付会計に関しては、大幅な会計基準の見直しは一段落しているものの、国際財務報告基準を任意適用する国内企業が増加していることに加え、定年延長等に起因した退職給付制度設計の見直しを行う企業が増加していることや、物価上昇の傾向が見られることから、当会会員の適切な関与が一層期待されている。

当会は広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的としている。そのためには、会員一人一人の知識及び能力の維持向上が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症は、当会の事業活動にも多大な影響を及ぼしてきたが、非対面ツールの活用（オンライン研修・会議）や、効率化に資するインフラ整備等、会員の便益を考慮の上、必要な対応を行ってきた。これらの対応は、アフターコロナの事業活動においても有効であると考えられる。

こうした状況下、人生 100 年時代といわれる今日における年金数理人の公共的、社会的使命はますます重要性を増してきており、当会はその社会的責任を果たすため、年金数理人のさらなる資質の向上、品位の保持を図るべく、当会の事業内容や将来の年金数理人のあり方などについて検討を行いつつ、企業年金の普及・発展に向けた公益活動をより一層推進する。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進する。

(1) 将来のあり方に関する検討

- ・年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が取り組むべき課題の整理と今後の進め方の検討

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- ・国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- ・大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
- ・新規大学への講義提供やより啓発的な講義の検討

イ 啓発活動

- ・企業年金連合会等の事業への協力
- ・企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- ・企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進
- ・国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施
- ・ISAP (International Standard of Actuarial Practice) への対応

(6) 調査研究の充実

- ・企業年金および関連分野に関する調査研究の推進
- ・企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介

- (7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援
 - ・継続的能力開発制度の運営
 - ・研修、eラーニング等による能力開発機会の充実
 - ・年金数理自主研究会の実施
 - ・国際的なセミナー等への派遣

- (8) 日本年金数理人会試験の実施
 - ・年金数理人の知識要件判定としての日本年金数理人会試験の着実な実施

- (9) 広報活動の充実・推進
 - ・会報等の刊行物の発行
 - ・ウェブサイトの充実
 - ・ICT活用の推進

- (10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等
 - ・IAAの活動への積極的な参画
 - ・関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等
 - ・厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

- (11) IAA教育シラバス改定への対応
 - ・IAAのシラバス改定(2017)を踏まえた正会員資格要件の見直し
 - ・IAAのシラバス改定(2017)を踏まえた日本年金数理人会試験等の対応の実施
 - ・関係諸団体との協議
 - ・IAAのシラバスに関する新たな議論を注視

2023年度収支予算書

正味財産増減予算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[400,000]	[220,000]	[180,000]	
受取入会金	400,000	220,000	180,000	
受取会費	[44,216,000]	[31,740,000]	[12,476,000]	会費の額の変更による増加
正会員受取会費	41,986,000	30,230,000	11,756,000	
準会員受取会費	2,030,000	1,310,000	720,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	[5,450,000]	[5,560,000]	[△ 110,000]	
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	
受験料収益	640,000	750,000	△ 110,000	
雑収益	[800,000]	[800,000]	[0]	
懇親会費収益	800,000	800,000	0	
経常収益計	50,866,000	38,320,000	12,546,000	
(2) 経常費用				
事業費	[43,919,750]	[41,259,073]	[2,660,677]	
給料手当	4,730,207	4,762,070	△ 31,863	
福利厚生費	761,134	734,554	26,580	
会議費	3,877,164	3,044,018	833,146	
会場費	2,881,946	4,600,036	△ 1,718,090	研修会のオンライン化による減少
旅費交通費	5,610,000	5,030,000	580,000	
通信運搬費	630,168	516,090	114,078	
減価償却費	900,910	1,072,494	△ 171,584	
消耗什器備品費	175,920	88,020	87,900	
消耗品費	128,144	145,228	△ 17,084	
印刷製本費	2,493,000	2,590,000	△ 97,000	
光熱水料費	105,552	132,030	△ 26,478	
賃借料	5,963,688	6,017,756	△ 54,068	
諸謝金	2,625,970	2,284,802	341,168	
租税公課	21,110	0	21,110	
支払寄付金	525,000	492,820	32,180	
委託費	11,152,113	8,662,762	2,489,351	研修会等の配信費用、ウェブサイトの保守開発費による増加
図書費	87,174	87,213	△ 39	
諸会費	1,250,550	999,180	251,370	
管理費	[13,446,631]	[13,167,014]	[279,617]	
役員報酬	289,000	288,834	166	
給料手当	4,369,793	4,329,930	39,863	
福利厚生費	702,866	673,446	29,420	
会議費	543,836	670,782	△ 126,946	
会場費	4,420,000	4,300,000	120,000	
旅費交通費	10,000	10,000	0	
通信運搬費	269,832	183,910	85,922	
減価償却費	37,831	45,037	△ 7,206	
消耗什器備品費	24,080	11,980	12,100	
消耗品費	37,856	62,972	△ 25,116	
印刷製本費	310,000	240,000	70,000	
光熱水料費	14,448	17,970	△ 3,522	
賃借料	816,312	812,244	4,068	
諸謝金	501,166	501,166	0	
租税公課	7,890	5,000	2,890	
委託費	537,895	459,956	77,939	
図書費	164,826	164,787	39	
諸会費	389,000	389,000	0	
経常費用計	57,366,381	54,426,087	2,940,294	
当期経常増減額	△ 6,500,381	△ 16,106,087	9,605,706	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 6,500,381	△ 16,106,087	9,605,706	
一般正味財産期首残高	35,835,593	48,686,377	△ 12,850,784	
一般正味財産期末残高	29,335,212	32,580,290	△ 3,245,078	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	29,335,212	32,580,290	△ 3,245,078	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減予算書内訳表

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	公益目的事業会計	法人会計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	[400,000]	[280,000]	[120,000]	[220,000]	[180,000]
受取入会金	400,000	280,000	120,000	220,000	180,000
受取会費	[44,216,000]	[31,011,200]	[13,204,800]	[31,740,000]	[12,476,000]
正会員受取会費	41,986,000	29,390,200	12,595,800	30,230,000	11,756,000
準会員受取会費	2,030,000	1,421,000	609,000	1,310,000	720,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	200,000	0
事業収益	[5,450,000]	[5,450,000]	[0]	[5,560,000]	[△ 110,000]
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	4,810,000	0
受験料収益	640,000	640,000	0	750,000	△ 110,000
雑収益	[800,000]	[0]	[800,000]	[800,000]	[0]
懇親会費収益	800,000	0	800,000	800,000	0
経常収益計	50,866,000	36,741,200	14,124,800	38,320,000	12,546,000
(2) 経常費用					
事業費	[43,919,750]	[43,919,750]	[0]	[41,259,073]	[2,660,677]
給料手当	4,730,207	4,730,207		4,762,070	△ 31,863
福利厚生費	761,134	761,134		734,554	26,580
会議費	3,877,164	3,877,164		3,044,018	833,146
会場費	2,881,946	2,881,946		4,600,036	△ 1,718,090
旅費交通費	5,610,000	5,610,000		5,030,000	580,000
通信運搬費	630,168	630,168		516,090	114,078
減価償却費	900,910	900,910		1,072,494	△ 171,584
消耗什器備品費	175,920	175,920		88,020	87,900
消耗品費	128,144	128,144		145,228	△ 17,084
印刷製本費	2,493,000	2,493,000		2,590,000	△ 97,000
光熱水料費	105,552	105,552		132,030	△ 26,478
貸借料	5,963,688	5,963,688		6,017,756	△ 54,068
諸謝金	2,625,970	2,625,970		2,284,802	341,168
支払寄付金	525,000	525,000		492,820	32,180
委託費	11,152,113	11,152,113		8,662,762	2,489,351
図書費	87,174	87,174		87,213	△ 39
諸会費	1,250,550	1,250,550		999,180	251,370
管理費	[13,446,631]	[0]	[13,446,631]	[13,167,014]	[279,617]
役員報酬	289,000		289,000	288,834	166
給料手当	4,369,793		4,369,793	4,329,930	39,863
福利厚生費	702,866		702,866	673,446	29,420
会議費	543,836		543,836	670,782	△ 126,946
会場費	4,420,000		4,420,000	4,300,000	120,000
旅費交通費	10,000		10,000	10,000	0
通信運搬費	269,832		269,832	183,910	85,922
減価償却費	37,831		37,831	45,037	△ 7,206
消耗什器備品費	24,080		24,080	11,980	12,100
消耗品費	37,856		37,856	62,972	△ 25,116
印刷製本費	310,000		310,000	240,000	70,000
光熱水料費	14,448		14,448	17,970	△ 3,522
貸借料	816,312		816,312	812,244	4,068
諸謝金	501,166		501,166	501,166	0
租税公課	7,890		7,890	5,000	2,890
委託費	537,895		537,895	459,956	77,939
図書費	164,826		164,826	164,787	39
諸会費	389,000		389,000	389,000	0
経常費用計	57,366,381	43,919,750	13,446,631	54,426,087	2,940,294
当期経常増減額	△ 6,500,381	△ 7,178,550	678,169	△ 16,106,087	9,605,706
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0			0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0			0	0
当期経常外増減額	0			0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,500,381			△ 16,106,087	9,605,706
一般正味財産期首残高	35,835,593			48,686,377	△ 12,850,784
一般正味財産期末残高	29,335,212			32,580,290	△ 3,245,078
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0			0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0
III 正味財産期末残高	29,335,212			32,580,290	△ 3,245,078

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入れによる資金調達の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

(当期中における重要な設備投資(除却または売却を含む。))

当期中に設備投資の予定はない。

以上

決議事項
第1号

**2022年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件**

定款第40条第2項の規定により、2022年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認について決議する。

貸借対照表

2023年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	25,169,987	42,559,338	△ 17,389,351
前払金	1,947,961	939,230	1,008,731
立替金	12,999	0	12,999
流動資産合計	27,130,947	43,498,568	△ 16,367,621
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
建物	70,350	132,482	△ 62,132
什器備品	1,046,981	360,049	686,932
ソフトウェア	2,200,523	0	2,200,523
敷金	3,018,200	3,018,200	0
減価償却引当資産	8,013,888	8,013,888	0
その他固定資産合計	14,349,942	11,524,619	2,825,323
固定資産合計	14,349,942	11,524,619	2,825,323
資産合計	41,480,889	55,023,187	△ 13,542,298
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,405,972	2,920,187	485,785
預り金	240,442	300,009	△ 59,567
流動負債合計	3,646,414	3,220,196	426,218
負債合計	3,646,414	3,220,196	426,218
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	37,834,475	51,802,991	△ 13,968,516
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	37,834,475	51,802,991	△ 13,968,516
負債及び正味財産合計	41,480,889	55,023,187	△ 13,542,298

正味財産増減計算書

2022年4月 1日から2023年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[360,000]	[280,000]	[80,000]
受取入会金	360,000	280,000	80,000
受取会費	[30,675,000]	[30,410,000]	[265,000]
正会員受取会費	29,090,000	28,800,000	290,000
準会員受取会費	1,385,000	1,410,000	△ 25,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0
事業収益	[835,000]	[6,210,000]	[△ 5,375,000]
研修会事業収益	195,000	4,610,000	△ 4,415,000
受験料収益	640,000	1,600,000	△ 960,000
雑収益	[9,306]	[262,248]	[△ 252,942]
講習会費収益	0	5,000	△ 5,000
雑収益	9,306	257,248	△ 247,942
経常収益計	31,879,306	37,162,248	△ 5,282,942
(2) 経常費用			
事業費	[34,738,657]	[34,873,646]	[△ 134,989]
給料手当	4,684,975	5,907,312	△ 1,222,337
福利厚生費	710,661	914,741	△ 204,080
会議費	1,869,376	831,653	1,037,723
会場費	2,265,264	2,280,345	△ 15,081
旅費交通費	27,240	27,740	△ 500
通信運搬費	504,795	545,008	△ 40,213
減価償却費	1,138,565	661,739	476,826
消耗什器備品費	322,682	98,202	224,480
消耗品費	116,594	139,494	△ 22,900
印刷製本費	2,175,580	2,191,310	△ 15,730
光熱水料費	99,112	79,813	19,299
賃借料	5,959,086	6,018,027	△ 58,941
諸謝金	2,008,595	2,452,558	△ 443,963
支払寄付金	56,496	47,856	8,640
委託費	11,515,791	11,546,295	△ 30,504
図書費	100,840	121,063	△ 20,223
諸会費	1,183,004	1,010,489	172,515
雑費	1	1	0
管理費	[11,109,165]	[11,991,027]	[△ 881,862]
役員報酬	247,572	247,572	0
給料手当	4,326,324	5,415,884	△ 1,089,560
福利厚生費	656,256	838,643	△ 182,387
会議費	442,954	376,001	66,953
会場費	2,365,456	2,275,664	89,792
旅費交通費	4,382	6,072	△ 1,690
通信運搬費	195,224	195,126	98
減価償却費	47,811	27,787	20,024
消耗什器備品費	44,168	12,348	31,820
消耗品費	69,859	29,090	40,769
印刷製本費	303,123	205,651	97,472
光熱水料費	13,566	10,036	3,530
賃借料	815,682	756,741	58,941
諸謝金	476,151	423,207	52,944
租税公課	4,700	2,900	1,800
委託費	551,171	631,267	△ 80,096
図書費	157,766	150,038	7,728
諸会費	387,000	387,000	0
経常費用計	45,847,822	46,864,673	△ 1,016,851
当期経常増減額	△ 13,968,516	△ 9,702,425	△ 4,266,091
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,968,516	△ 9,702,425	△ 4,266,091
一般正味財産期首残高	51,802,991	61,505,416	△ 9,702,425
一般正味財産期末残高	37,834,475	51,802,991	△ 13,968,516
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,834,475	51,802,991	△ 13,968,516

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減計算書内訳表

2022年4月 1日から2023年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[252,000]	[108,000]	[0]	[360,000]
受取入会金	252,000	108,000		360,000
受取会費	[21,532,500]	[9,142,500]	[0]	[30,675,000]
正会員受取会費	20,363,000	8,727,000		29,090,000
準会員受取会費	969,500	415,500		1,385,000
賛助会員受取会費	200,000	0		200,000
事業収益	[835,000]	[0]	[0]	[835,000]
研修会事業収益	195,000	0		195,000
受験料収益	640,000	0		640,000
雑収益	[4,306]	[5,000]	[0]	[9,306]
雑収益	4,306	5,000		9,306
経常収益計	22,623,806	9,255,500	0	31,879,306
(2) 経常費用				
事業費	[34,738,657]	[0]	[0]	[34,738,657]
給料手当	4,684,975			4,684,975
福利厚生費	710,661			710,661
会議費	1,869,376			1,869,376
会場費	2,265,264			2,265,264
旅費交通費	27,240			27,240
通信運搬費	504,795			504,795
減価償却費	1,138,565			1,138,565
消耗什器備品費	322,682			322,682
消耗品費	116,594			116,594
印刷製本費	2,175,580			2,175,580
光熱水料費	99,112			99,112
賃借料	5,959,086			5,959,086
諸謝金	2,008,595			2,008,595
支払寄付金	56,496			56,496
委託費	11,515,791			11,515,791
図書費	100,840			100,840
諸会費	1,183,004			1,183,004
雑費	1			1
管理費	[0]	[11,109,165]	[0]	[11,109,165]
役員報酬		247,572		247,572
給料手当		4,326,324		4,326,324
福利厚生費		656,256		656,256
会議費		442,954		442,954
会場費		2,365,456		2,365,456
旅費交通費		4,382		4,382
通信運搬費		195,224		195,224
減価償却費		47,811		47,811
消耗什器備品費		44,168		44,168
消耗品費		69,859		69,859
印刷製本費		303,123		303,123
光熱水料費		13,566		13,566
賃借料		815,682		815,682
諸謝金		476,151		476,151
租税公課		4,700		4,700
委託費		551,171		551,171
図書費		157,766		157,766
諸会費		387,000		387,000
経常費用計	34,738,657	11,109,165	0	45,847,822
当期経常増減額	△ 12,114,851	△ 1,853,665	0	△ 13,968,516
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,114,851	△ 1,853,665	0	△ 13,968,516
一般正味財産期首残高				51,802,991
一般正味財産期末残高				37,834,475
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				37,834,475

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
 貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、次の方式によっている。

建物を除く有形固定資産	定率法
建物及び無形固定資産	定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当無し。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当無し。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
建物	1,407,000	1,336,650	70,350
什器備品	6,248,450	5,201,469	1,046,981
ソフトウェア	2,588,850	388,327	2,200,523
合計	10,244,300	6,926,446	3,317,854

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記に記載している。
2. 引当金の明細
該当無し。

財 産 目 録

2023年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	みずほ銀行・東京営業部	運転資金として	25,169,987
	前払金	スマートコア/アルムネットシステム利用料等 賃料・共益費等	公益目的事業及び管理業務に 関する前払金(共用資産)	1,947,961
	立替金	被保険者負担 労働保険料	公益目的事業及び管理業務に 関する立替金(共用資産)	12,999
流動資産合計				27,130,947
(固定資産)	建物	パーティション等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	70,350
	什器備品	パソコン等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	1,046,981
	ソフトウェア	基幹システム等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	2,200,523
	敷金	三田NNビル	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	3,018,200
	減価償却引当資産	みずほ銀行・東京営業部	減価償却資産の再取得に 備えるために積み立てている ＜その他固定資産計＞	8,013,888
	固定資産合計			
資産合計				41,480,889
(流動負債)	未払金	WEBサイトの保守・会報の発行等 職員未払給与・賞与、社会保険料等	公益目的事業に関する未払金 公益目的事業及び管理業務に 関する未払金(共用負債)	1,921,782
	預り金	職員給与の社会保険料自己負担分等	公益目的事業及び管理業務に 関する預り金(共用負債)	1,484,190
流動負債合計				240,442
負債合計				3,646,414
正味財産				37,834,475

監査報告書

公益社団法人日本年金数理人会
理事長 原田俊丈 殿

2023年4月14日
公益社団法人日本年金数理人会

監事 石 沢 秀 信 

監事 長 澤 直 英 

監事 本 田 

私たちは、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度における業務及び会計の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及びその附属明細書並びに財産目録の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以上

森下章仁氏の理事の選任の件

安達正俊理事の辞任に伴い、2023年4月19日に開催された2023年度第1回理事会において、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則第21条（別途の補欠選挙）第1項に定める方法による補欠選挙を行い、その後同条第2項に定める反対がなかったことから森下章仁氏が当選した。

定款第21条第1項の規定により、森下章仁氏を理事に選任する。

定款変更承認の件

定款第44条の規定により、定款を別紙のとおり変更し、2023年6月1日より施行する。

この変更は、当会が正会員として加盟する国際アクチュアリー会（以下、IAA という。）が2017年10月に採択したIAA教育シラバスの改定を受け、当会の正会員の資格要件を改定するものである。

以上

公益社団法人日本年金数理人会 定款

制定施行	1998年4月9日
改定施行	2000年10月19日
改定施行	2001年7月10日
改定施行	2002年4月1日
改定施行	2003年5月26日
改定施行	2004年9月30日
改定施行	2006年12月26日
改定施行	2013年4月1日
改定施行	2014年4月1日
改定施行	2015年5月27日
改定施行	2017年5月22日
改定施行	2021年6月1日
改定施行	2022年3月16日
改定施行	2022年6月1日
改定施行	2023年6月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）と称し、英文では The Japanese Society of Certified Pension Actuaries と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、確定給付企業年金法第97条第2項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項又は第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金

等の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
 - (2) 退職給付会計に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
 - (3) 確定拠出年金に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
 - (4) 会員の品位の保持を図るため、行動規範の制定及び改廃を行うこと。
 - (5) 年金数理の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
 - (6) 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るため、研修及び啓発のための事業を行うこと。
 - (7) 会員資格要件判定のため、日本年金数理人会試験を行うこと。
 - (8) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
 - (9) 会報、広報誌その他刊行物の発行、出版等、情報を発信すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。

(1) 正会員

年金数理人であつて、次のすべての研修を修了した者

イ 本会が実施する職業専門性に関する研修又は理事会が指定するこれと同等の研修

ロ イ以外で、本会が実施する理事会が特に定める分野に関する研修又は理事会が指定するこれと同等の研修

(2) 準会員

次のいずれかに該当する者

イ 本会が実施する日本年金数理人会試験の全科目に合格した者

ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格した者

ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者

(3) 名誉会員

本会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者

(4) 特定会員

正会員又は準会員であって 70 歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者

(5) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人

2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

4 正会員となろうとする者、準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。

5 正会員、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、会費規則に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。

(2) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。

(3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 法人が解散し又は破産したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 会費を納入期限後 1 年以上滞納し、理事会が退会の決議をしたとき。

(7) 特定会員であって、本会与 1 年以上連絡が取れず、理事会が退会の決議をしたとき。

2 前項第 2 号の規定に関わらず、第 9 条の規定により懲戒の手続きに付された会員は、その手続きが終了するまで退会することができない。

(懲戒)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の行動規範に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を毀損したとき。

2 懲戒処分は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。

- (1) 訓告
- (2) 戒告
- (3) 除名

3 懲戒処分は、その事由に該当すると認められる会員に対し、紀律委員会又は不服審査会の決議を経てこれを行う。ただし、前項第3号の場合には、紀律委員会又は不服審査会の決議を経て、当該会員に対し弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により、これを決する。

4 理事長は、前項による紀律委員会及び不服審査会又は総会の決議について、当該会員に通知しなければならない。

5 その他必要な事項は別に定める懲戒規則の規定による。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種類)

第11条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会及び臨時総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員、準会員及び名誉会員1名につき1個とする。

(開催)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員、準会員及び名誉会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、総会の日々の2週間前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の請求があったときは、理事長はその日から30日以内に総会

を招集しなければならない。

(権限)

第15条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 行動規範の制定及び改廃
- (2) 懲戒規則の制定及び改廃
- (3) 実務基準等運営規則の制定及び改廃
- (4) 会費規則の制定及び改廃
- (5) 役員報酬等並びに費用に関する規程の制定及び改廃
- (6) 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の制定及び改廃
- (7) 理事及び監事の選任
- (8) 理事及び監事の解任
- (9) 会員の除名
- (10) 定款の変更
- (11) 解散
- (12) 短期借入金を除く資金の借入
- (13) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (14) 公益認定の取消し又は合併に伴う財産の贈与
- (15) 清算に伴う残余財産の贈与
- (16) 従たる事業所の設置
- (17) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(定足数)

第16条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。

2 総会においては、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

4 第1項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

6 総会に出席しない正会員、準会員及び名誉会員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使、又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。

7 総会に出席しない正会員、準会員及び名誉会員が前項の規定により議決権を行使した場合、第16条及び本条第1項から第5項の規定において、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項に定める議事録が書面で作成されているときは、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を会長とすることができる。

4 第2項の理事長及び前項の会長をもって代表理事とする。

5 理事長及び会長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。

6 代表理事以外の理事を本会の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(役員を選任)

第21条 役員は、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。ただし、会員でない理事は、理事の総数の3分の1以下とする。

2 理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 会長は、理事会の決議によって選定する。

4 副理事長は、理事会の決議によって選定する。

5 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事長の委嘱を受けて本会の業務を執行する。

4 副理事長は、理事長及び会長を補佐する。

5 代表理事及び業務執行理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、必要があると認められるときには理事長に対し、理事会の招集を請求できる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員でない理事及び監事に対しては、役員報酬等並びに費用に関する規程に基づき報酬を支給する。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して、必要がある場合にはその職務に関し意見を述べなければならない。

(開催及び招集)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第23条第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

4 理事長は、第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に係る実務基準等の制定及び改廃

(5) 退職給付会計に係る実務基準等の制定及び改廃

(6) 確定拠出年金に係る実務基準等の制定及び改廃

(7) 委員会規則の制定及び改廃

(8) 日本年金数理人会試験規則の制定及び改廃

(9) 経理規程の制定及び改廃

(10) 謝礼等支出規則の制定及び改廃

(11) 事務局組織運営規程の制定及び改廃

(12) 総会に付議すべき事項

(13) 前各号に定める事項のほか、総会の決議を要しない本会の業務の執行に関する事項

(定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録が書面で作成されているときは記名押印する。ただし、すべての代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(責任の一部免除)

第34条 本会は、法人法第111条第1項に基づく理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 評議員及び顧問

(評議員)

第35条 本会に、評議員10名以上20名以内を置くことができる。

2 評議員は、有識者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員の任期は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。

5 評議員は再任を妨げない。

6 理事長は理事会に諮り、評議員の委嘱を解くことができる。

(顧問)

第36条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

- 3 顧問は、本会の発展に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 理事長は理事会に諮り、顧問の委嘱を解くことができる。
- 6 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 7 顧問は再任を妨げない。
- 8 顧問は、無報酬とする。

第8章 評議員会

(評議員会)

第37条 本会に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じて審議を行い、理事会に意見を具申する。
- 4 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第9章 会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第1項の書類を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 第2項に規定する報告の後で第1項の書類を変更する場合は、臨時総会を開催し、その内容を報告しなければならない。ただし軽微な変更を除く。
- 5 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第1項の書類を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号、以下「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿（第5条第2項の会員の名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計原則等）

第41条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に必要な事項は、経理規程に規定する。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、経理規程に規定する。

（公益目的取得財産残額の算定）

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第4項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議については、第18条第3項の規定を準用する。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の配当を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。

3 委員会に関し必要な事項は、委員会規則に規定する。

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び副事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局組織運営規程に規定する。

(実施細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

第1条 2015年5月26日において本会の正会員である者は、第5条第1項第1号に規定にかかわらず、本会の正会員とする。

但し、同日以降において第8条第1項第1号、第2号、第5号、第6号の規定により本会を退会した者が、再度本会の正会員となろうとするときは、この限りではない。

第2条 2022年3月15日において本会の準会員である者は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、本会の準会員とする。

但し、同日以降において第8条第1項第2号、第5号、第6号の規定により本会を退会した者が、再度本会の準会員となろうとするときは、この限りではない。

第3条 2021年度以前に本会が実施していた能力判定試験（以下、「旧能力判定試験」という。）の全科目に合格している者は、第5条第1項第2号イに該当するものとする。

第4条 前条のほか、旧能力判定試験のうち理事会が指定する科目に合格している者が、未合格科目に対して理事会が指定する日本年金数理人会試験または公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の科目のすべてに合格した場合は、旧能力判定試験の全科目に合格したものとみなして、前条の規定を適用する。

第5条 2022年3月16日の改定前の定款第4条第1項第6号に定める能力判定試験にかかる本会の事業、業務及び理事会の権限は、なお従前の例による。

第6条 第5条第1項第1号の規定は、2024年4月1日から適用する。

2 2024年4月1日以前の正会員の資格要件については、年金数理人であって、次のいずれかの研修を修了した者とする。

イ 本会が実施する職業専門性に関する研修

ロ イと同等の研修

第7条 2024年3月31日において本会の正会員である者（2015年5月26日において本会の正会員であった者を除く。）は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、本会の正会員とする。

但し、同日以降において第8条第1項第1号、第2号、第5号、第6号の規定により本会を退会した者が、再度本会の正会員となろうとするときは、この限りではない。

定款 新旧対照表

新	旧
公益社団法人日本年金数理人会定款	公益社団法人日本年金数理人会定款
制定施行 1998年 4月 9日	制定施行 1998年 4月 9日
改定施行 2000年 10月 19日	改定施行 2000年 10月 19日
改定施行 2001年 7月 10日	改定施行 2001年 7月 10日
改定施行 2002年 4月 1日	改定施行 2002年 4月 1日
改定施行 2003年 5月 26日	改定施行 2003年 5月 26日
改定施行 2004年 9月 30日	改定施行 2004年 9月 30日
改定施行 2006年 12月 26日	改定施行 2006年 12月 26日
改定施行 2013年 4月 1日	改定施行 2013年 4月 1日
改定施行 2014年 4月 1日	改定施行 2014年 4月 1日
改定施行 2015年 5月 27日	改定施行 2015年 5月 27日
改定施行 2017年 5月 22日	改定施行 2017年 5月 22日
改定施行 2021年 6月 1日	改定施行 2021年 6月 1日
改定施行 2022年 3月 16日	改定施行 2022年 3月 16日
改定施行 2022年 6月 1日	改定施行 2022年 6月 1日
<u>改定施行 2023年 6月 1日</u>	
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(法人の構成員)	(法人の構成員)
第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。	第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。
(1) 正会員	(1) 正会員
年金数理人であって、次の <u>すべての</u> 研修を修了した者	年金数理人であって、次の <u>いずれかの</u> 研修を修了した者
イ 本会が実施する職業専門性に関する研修又は <u>理事会が指定するこれと同等の研修</u>	イ 本会が実施する職業専門性に関する研修
ロ <u>イ以外で、本会が実施する理事会が特に定める分野に関する研修又は理事会が指定するこれと同等の研修</u>	ロ <u>イと同等の研修</u>
(2) 準会員	(2) 準会員
次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当する者
イ 本会が実施する日本年金数理人会試験の全科目に合格した者	イ 本会が実施する日本年金数理人会試験の全科目に合格した者
ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が	ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が

<p>実施する資格試験の全科目に合格した者 ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が 実施する資格試験の第1次試験の全科目 に合格し、年金数理人を目指し、本会の運 営に貢献することを希望する者</p> <p>(3) 名誉会員 本会の発展に貢献のあった者として、理事 会で決定した者</p> <p>(4) 特定会員 正会員又は準会員であって 70 歳以上の者 のうち、会費の免除を申請して理事会で承 認された者</p> <p>(5) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人</p> <p>2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名 誉会員をもって、一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日 法律第 48 号、以下「法人法」という。）上 の社員とする。</p>	<p>実施する資格試験の全科目に合格した者 ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が 実施する資格試験の第1次試験の全科目に 合格し、年金数理人を目指し、本会の運営 に貢献することを希望する者</p> <p>(3) 名誉会員 本会の発展に貢献のあった者として、理事 会で決定した者</p> <p>(4) 特定会員 正会員又は準会員であって 70 歳以上の者 のうち、会費の免除を申請して理事会で承 認された者</p> <p>(5) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人</p> <p>2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名 誉会員をもって、一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法 律第 48 号、以下「法人法」という。）上の 社員とする。</p>
<p>第 6 条～第 51 条 (略)</p>	<p>第 6 条～第 51 条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p>
<p><u>第 6 条 第 5 条第 1 項第 1 号の規定は、2024 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>2 2024 年 4 月 1 日前の正会員の資格要件に ついては、年金数理人であって、次のいづ れかの研修を修了した者とする。</u></p> <p><u>イ 本会が実施する職業専門性に関する研 修</u></p> <p><u>ロ イと同等の研修</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 7 条 2024 年 3 月 31 日において本会の正会 員である者（2015 年 5 月 26 日において本 会の正会員であった者を除く。）は、第 5 条 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、本会の 正会員とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

但し、同日以降において第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号の規定により本会を退会した者が、再度本会の正会員となろうとするときは、この限りではない。